

## 2011年の年頭にあたり

2010年初頭で、本年は横浜療育医療センターの機能拡充、再整備の動きが出てくる年だとセンター広報誌にかきました。予測通り、昨年4月に横浜市から重症心身障害児者施設の将来についての調査費が300万円つき、関係者による委員会がもたれ、報告書も提出されました。今年はいよいよその報告書を基本に具体的に施設建設が始まることとなりますが、受託法人、設計担当業者が共にまだ未決定という状態です。ただこの法人が受託するにせよ、25年間のセンター運営の経験をもつ私たちの法人が、今まで積み上げたノウハウと改善策を伝えていく責務があると思っています。今後の横浜市の在宅800人の重症心身障害児者の地域生活と重症の方たちの健康維持支援、更に終の棲家としての役割を果たす新しい重症心身障害児者施設整備への積極的な意見提言をしていく役割を担いたいと思っています。

昨年開所した「たちほどがや」もおかげさまで大きな事故もなく年を超えることができました。短期入所も10月から開始、登録者数も増えてきました。新人職員が多い「たち」ですので、入居者本人、家族の人たちにとって、至らぬことも多いと思いますが、職員一人一人が精いっぱい頑張ってくれていることに感謝しています。嬉しいことに、昨年4月入職の人たちから退職願を出した人は一人もなく、全体のチームワークがいいことが「たち」の宝だと喜んでいきます。

地域療育センター「あおば」は今年5年目の活動に入ります。4月からは児童デイサービス事業も始まり新しいメニューが増えます。「あおば」はお子さんたちにとっても、親の方たちにとっても最初の社会参加の場所です。ここでのお子さんたち同士の出会い、家族同士の出会い、専門家たちとの出会いがその後の生活の基盤を作るものだと思います。それだけに、職員の、お子さんたち、家族の方たちへの適切な関わり、細やかな心遣いこそ大切な役割だと考えています。

障害者自立支援法から障害者総合福祉法への改革へ向けて国では障害者制度改革推進会議が進められています。児童福祉法の一部改正では福祉型、医療型、更に入所支援、通所支援という施設体系の変更も見られます。自立支援法の改正では児童と成人に分けるという考えが制度に反映されることとなります。横浜療育医療センターは児童福祉法に則って運営されていますが、センターは入所者は原則18歳以上で進めてきました。そもそも重心施設は18歳を超えても児者一貫という考えで児童福祉法を適応してきたのですが、そこがどうなるのかまだ不安定です。今後経済的保障が児と者で異なるのか、者になると則る法律が異なることになるのか、様々な問題が生まれます。今後の法律改正の動きをしっかり見定め、センターの今後の性格、役割を明確にするのも今年度の大きな課題だと考えています。

問題と課題は違います。課題は多くありますが、それらがすべて問題ではないと思っています。課題には必ず解決の糸口が見つかるはずです。今年も、前に向いて、法人職員一丸となって「一人ひとりを大切に」丁寧な歩みを進めたいと思っています。